



## 島根県母子・父子自立支援プログラム策定

～児童扶養手当を受給の母子家庭、父子家庭の方～

母子・父子自立支援プログラム策定員が就業のための面接をして、自立に向けた生活と子育てについてお話をお聞きします。

個々のニーズに応じたプログラムを策定し、ハローワーク等の関係機関と連携して就職や転職のサポートを行います。

<お問い合わせ>



一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 TEL0852-32-5920



プログラムの策定を受け自立に意欲的に取り組んでいる方へ

ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度があります。

貸付額：原則 12 ヶ月に限り、入居している家賃の実費（月額上限 4 万円）

償還期限：島根県が定める期間 利息：無利子

返済免除：貸付を受けた日から、1 年以内に就職又はプログラム策定時より

高い所得が見込まれる転職等をし、引き続き就労を 1 年間継続した時

<申請先> 社会福祉法人島根県社会福祉協議会

